

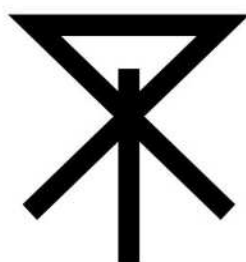
# 大阪市コンプライアンス白書

～信頼される市政に向けて～

《平成30年度版》

資料編

令和元年11月



大 阪 市

## 資料編 目次

資料 1	公益通報制度の運用状況	資 1
資料 2	行政対象暴力対応研修 実施状況	資 6
資料 3	行政対象暴力対策連絡協議会の体制	資 7
資料 4	行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会 開催状況	資 8
資料 5	公の施設一覧表	資 10
資料 6	コンプライアンス事業 体系イメージ図	資 11
資料 7	コンプライアンス研修（集合型・少人数型）の実施状況	資 12
資料 8	職員に対するコンプライアンスアンケートの結果	資 14

## 公益通報制度の運用状況（平成 30 年度）

## 1 受付件数

561件（うち顕名による通報233件）

## 2 受付状況

（単位：件）

区 分	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
面 会	99	-	99
電 話	103	-	103
郵 便	51	21	72
フ ァ ク シ ミ リ	13	4	17
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	127	143	270
合 計	393	168	561

内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記3についても同じ。）

## 3 関係所属別通報件数

（単位：件）

所 属	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	49	32	81
環 境 局	30	16	46
福 祉 局	36	9	45
健 康 局	24	12	36
建 設 局	25	6	31
消 防 局	16	10	26
総 務 局	20	5	25
西 成 区 役 所	21	2	23
淀 川 区 役 所	18	3	21
経 済 戦 略 局	14	7	21
そ の 他 の 局 等	92	42	134
そ の 他 の 区 役 所	119	32	151
分 類 で き な い も の	24	12	36
合 計	488	188	676

1 委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

2 1件の通報で複数の区役所、局等に関するものがあるため、受付件数561件とは一致しない。

3 所属名は平成30年度時点のものである。

#### 4 同種案件を1件と計上した場合の状況

##### ア 同種案件を1件と計上した場合の受付件数

462件

「同種案件」とは、異なる窓口に寄せられた同一内容の通報案件や、既に公益通報制度において処理を行った通報案件に対して繰り返し寄せられた同種の内容の通報案件をいう。

##### イ 同種案件を1件と計上した場合の関係所属別通報件数

(単位：件)

所 属	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	72
環 境 局	45
福 祉 局	38
建 設 局	29
健 康 局	25
消 防 局	23
総 務 局	22
平 野 区 役 所	21
財 政 局	18
東 淀 川 区 役 所	15
そ の 他 の 局 等	120
そ の 他 の 区 役 所	118
分 類 で き な い も の	34
合 計	580

1 委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

2 1件の通報で複数の区役所、局等に関するものがあるため、上記ア記載の受付件数462件とは一致しない。

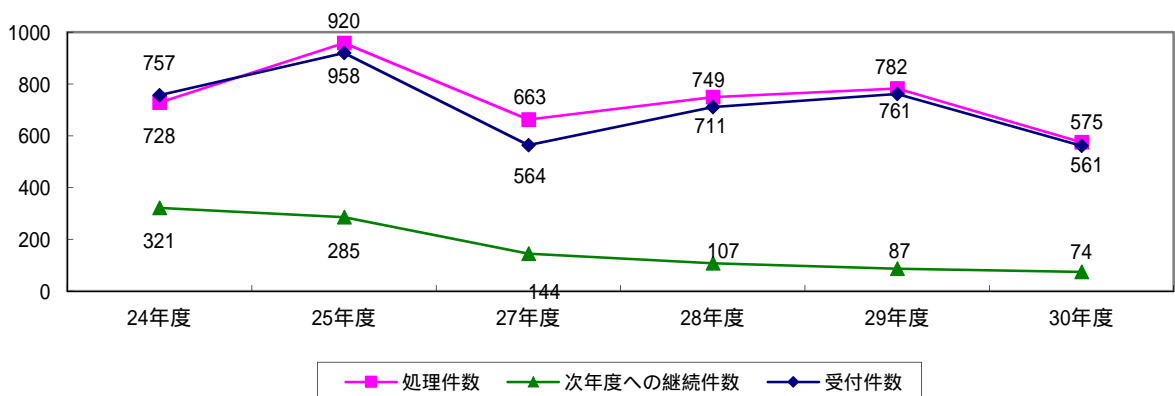
3 所属名は平成30年度時点のものである。

## 5 処理状況

(1) 公益通報に係る処理状況		
ア	平成 30 年度に継続されたもの	87 件
イ	平成 30 年度に受け付けたもの	561 件
ウ	受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの	1 件
エ	平成 30 年度において処理したもの	575 件
	(ア)委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの	2 件
	(イ)委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの	0 件
	(ウ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの	35 件
	(エ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの	71 件
	(オ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	467 件
オ	翌年度に継続するもの	74 件
(2) 不利益取扱いに係る申出処理状況		
ア	平成 30 年度に継続されたもの	0 件
イ	平成 30 年度に受け付けたもの	3 件
ウ	平成 30 年度において処理したもの	3 件
	(ア)調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの	0 件
	(イ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	3 件
エ	翌年度に継続するもの	0 件

是正等の措置の勧告：条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に基づくもの  
 意見書：条例第 24 条第 1 項に基づくもの

通報案件処理件数等の推移



資 3

## 6 勧告（上記5（1）エ（ア））の概要

生活保護実施体制における社会福祉主事の配置等の件（平成30年11月26日付け提出）	
	<p>大阪市の生活保護実施体制において、社会福祉法第15条第6項の規定に反し、社会福祉主事の資格を有しない査察指導員及びケースワーカーを配置し、業務に従事させている事実が認められた。</p> <p>これに対して、社会福祉法の趣旨を満たす査察指導員及びケースワーカーの配置等についての具体的な計画を策定することが勧告された。</p>

## 7 違法又は不適正な事実が認められたもの（上記5（1）エ（ウ））の例

	認定事実	関係所属
ア	学校に勤務する特別支援教育サポーター職員の勤務に関し、校長及び教頭が、教育委員会事務局に事実と異なる申請や勤務実績の報告を行っていた。	教育委員会事務局
イ	普通ごみ収集の委託先事業者が、道路交通法に反して、走行車線の反対側に寄って停車し、ごみを収集していた。また、仕様書で定められた収集コースが守られていなかった。	環境局
ウ	国民健康保険料滞納世帯に係る各金融機関等に対する財産調査を実施するに際し、決裁行為を行っていなかった。	中央区役所
エ	午前9時から実施される事業において、業務と認定される始業時間前の準備作業を行ったにもかかわらず、超過勤務手当が支払われていない職員がいた。	淀川区役所
オ	委託先事業者の従業員が、業務とは関係なく税務事務システムを利用し、特定の市民の個人情報を読覧していた。	阿倍野区役所
カ	港湾施設である上屋及び荷さばき地の使用について、事前に使用許可申請を受け、許可後に使用を認めるところ、使用後に使用許可申請を受けて、遡って許可を行っていた。	港湾局
キ	郵送事務処理センターにおいて、請求者に書類を郵送する際に、私費で購入した切手の使用や、郵便局の消印が漏れている切手の再利用を行っていた。また、手数料の不足分に私費で購入した郵便小為替を充てていた。	市民局
ク	校長及び教育委員会事務局担当者が文部科学省通知の内容を十分に把握していなかったために、ある学校が実施する研修旅行に付き添う教員の旅費等について、当該通知で禁止事項とされているにもかかわらず、保護者等に負担転嫁されていた。	教育委員会事務局

いずれの案件も関係所属において是正等の措置がとられている。

## 8 公正職務審査委員会の状況

### ・大阪市公正職務審査委員会委員（平成30年度）

委員長 桂 充弘 [弁護士]

委員長代理 蔭山 幸男 [公認会計士]

（第1部会）

第1部会長 桂 充弘 [弁護士]

第1部会長代理 蔭山 幸男 [公認会計士]

中井 洋恵 [弁護士]

(第2部会)

第2部会長 井上 圭吾 [弁護士]

第2部会長代理 石橋 正紀 [公認会計士]

野村 佳代子 [弁護士]

・委員会及び部会の開催状況

開催回数 64回

審議時間 161時間20分

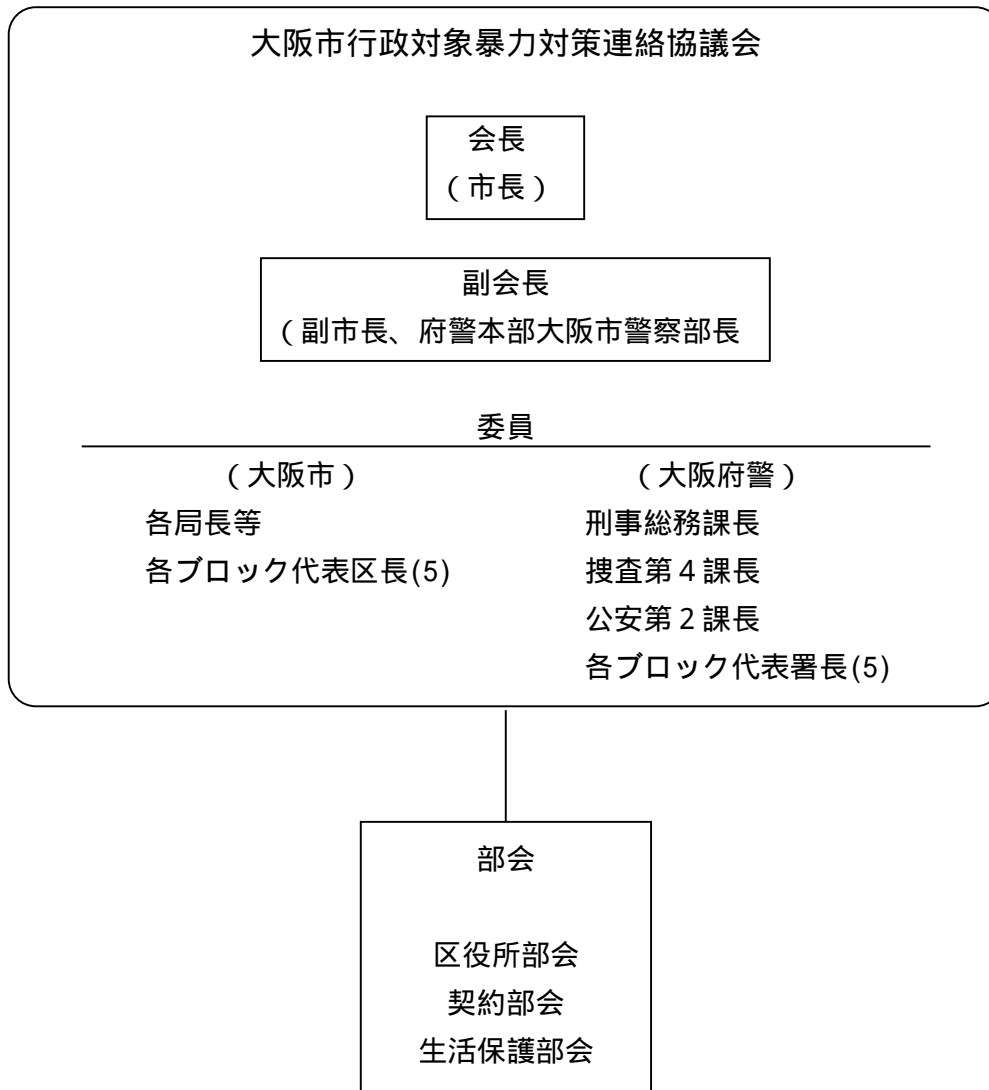
## 行政対象暴力対応研修 実施状況（平成30年度）

回次	開催日時	対象の区役所・局等	参加人数
1	8月13日 14:15～17:15	西淀川区役所	28
2	8月16日 14:15～17:15	建設局	45
3	8月20日 14:15～17:15	此花区役所・中央区役所・西区役所・浪速区役所・東成区役所・旭区役所	22
4	9月11日 14:15～17:15	東淀川区役所	28
5	9月14日 14:15～17:15	平野区役所	20
6	9月27日 14:15～17:15	健康局・都市計画局・福祉局	21
7	10月12日 14:00～17:00	環境局	18
8	10月15日 14:00～17:00	環境局	15
9	10月26日 14:15～17:15	財政局	34
10	10月29日 14:15～17:15	財政局	35
11	11月9日 14:15～17:15	淀川区役所・東成区役所・港区役所・鶴見区役所・住之江区役所・平野区役所	31
12	11月12日 14:15～17:15	大正区役所・旭区役所・鶴見区役所・住之江区役所・平野区役所	20
13	11月16日 14:15～17:15	市民局・都市計画局・福祉局・健康局	23
14	11月28日 14:15～17:15	都市整備局	19
15	11月29日 14:15～17:15	東住吉区役所	31
16	12月3日 14:15～17:15	建設局	19
17	12月21日 14:15～17:15	西成区役所	27
18	1月31日 14:15～17:15	港湾局	31

合計18回467名



大阪市行政対象暴力対策連絡協議会の体制（平成 30 年度）



## 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況（平成30年度）

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
都島区役所	3月13日	都島区役所 第1会議室	24名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都島警察署刑事課長から最近の動向の説明</li> <li>・行政対象暴力対策啓発DVD視聴</li> </ul>
中央区	12月13日	中央区役所 6階601会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東警察署暴力犯係長から東署管内における取組状況についての説明</li> <li>・南警察署暴力犯係長から南署管内における取組状況についての説明</li> <li>・DVD上映「Navi5 Part 1」- 負けへんで！あなたの勇気をサポートします - 」</li> <li>・行政対象暴力事例報告等（窓口での対応について）</li> </ul>
西区役所	2月18日	西区役所 4階402会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政対象暴力の現状について（西警察署刑事課長代理）</li> <li>・不当要求対応DVDの視聴</li> <li>・窓口における折衝・対応時の意見交換</li> </ul>
港区役所	3月20日	港区役所 503会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港警察署刑事課長から最近の行政対象暴力等にかかる事例や注意すべき事項等についての説明</li> </ul>
天王寺区役所	2月26日	天王寺区役所 講堂	28名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天王寺警察署刑事課担当者から、大阪府及び天王寺区における暴力団情勢について説明</li> <li>・天王寺警察署暴力犯係長の進行による研修(DVD視聴：「暴力団がやってきた！～暴力団による不当要求等の実態と対応要領～」)</li> </ul>
東淀川区役所	6月28日	東淀川区役所 304会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察から「行政対象暴力の事例と対処方法」の講義</li> </ul>
東成区役所	6月11日	東成区役所 301会議室	17名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の目的と委員の確認</li> <li>・東成警察署刑事課長から「暴力団等の動向と対処」について説明</li> <li>・意見交換</li> </ul>
生野区役所	11月5日	生野区役所 5階502会議室	25名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生野警察署長から大阪府内の暴力団に関わる現状、犯罪の傾向、対策等についての講義</li> </ul>
旭区役所	10月18日	旭区役所 第2・3会議室	31名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭警察署刑事課長から行政対象暴力の現状と対応例についての講話</li> </ul>

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
住之江区役所	5月23日	住之江区役所 第3会議室	30名	・新委員の紹介 ・住之江警察署から暴力団情勢と対策について説明 ・暴力対策啓発DVD視聴
住吉区役所	12月19日	住吉区役所 4階 第4・5会議室	38名	・住吉警察署刑事課暴力犯係長から行政対象暴力の現状について説明 ・住吉警察署刑事課暴力犯係長からDVDを使いながらの講義
東住吉区役所	2月25日	東住吉警察署 講堂	14名	・部会員自己紹介 ・刑事課長より府下・所轄内における暴力団活動状況の報告、行政対象暴力の現状についての説明 ・行政対象暴力等についての情報共有や意見交換
平野区役所	4月18日	平野区役所 303会議室	29名	・平野警察署刑事課長からDVD視聴を交えた、行政に対する暴力事案の紹介や対処法に関する講演
西成区役所	6月7日	西成区役所 4-7会議室	24名	・新委員の紹介 ・西成区内の状況(暴力団等による不法、不当要求事案など) ・その他

#### 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況（平成30年度）

開催日	議題
	開催なし

#### 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況（平成30年度）

開催日	議題
	開催なし

## 公の施設一覧表（平成31年4月現在）

## 〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

## 〔暴力団の利益となる使用の例〕

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

所管局	施設名	対象施設数
経済戦略局〔67施設〕	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	長居陸上競技場 他	15
	中央体育館 他	27
	修道館	1
	扇町プール 他	21
	大阪産業創造館	1
市民局〔38施設〕	北区民センター 他	33
	男女共同参画センター中央館 他	5
福祉局〔32施設〕	長居障害者スポーツセンター 他	2
	北区北老人福祉センター 他	26
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福社会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
こども青少年局〔5施設〕	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホステル	1
	信太山青少年野外活動センター	1
環境局〔17施設〕	葬祭場 他	6
	西三国センター 他	8
	此花屋内プール 他	3
都市整備局〔1施設〕	住まい情報センター	1
建設局〔1,045施設〕	慶沢園 他	1,045
港湾局〔359施設〕	天保山岸壁 他	356
	コスモスクエア海浜緑地 他	3
教育委員会事務局〔5施設〕	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター 他	3
	クラフトパーク	1
消防局〔1施設〕	阿倍野防災センター	1

慶沢園他の計1,045施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

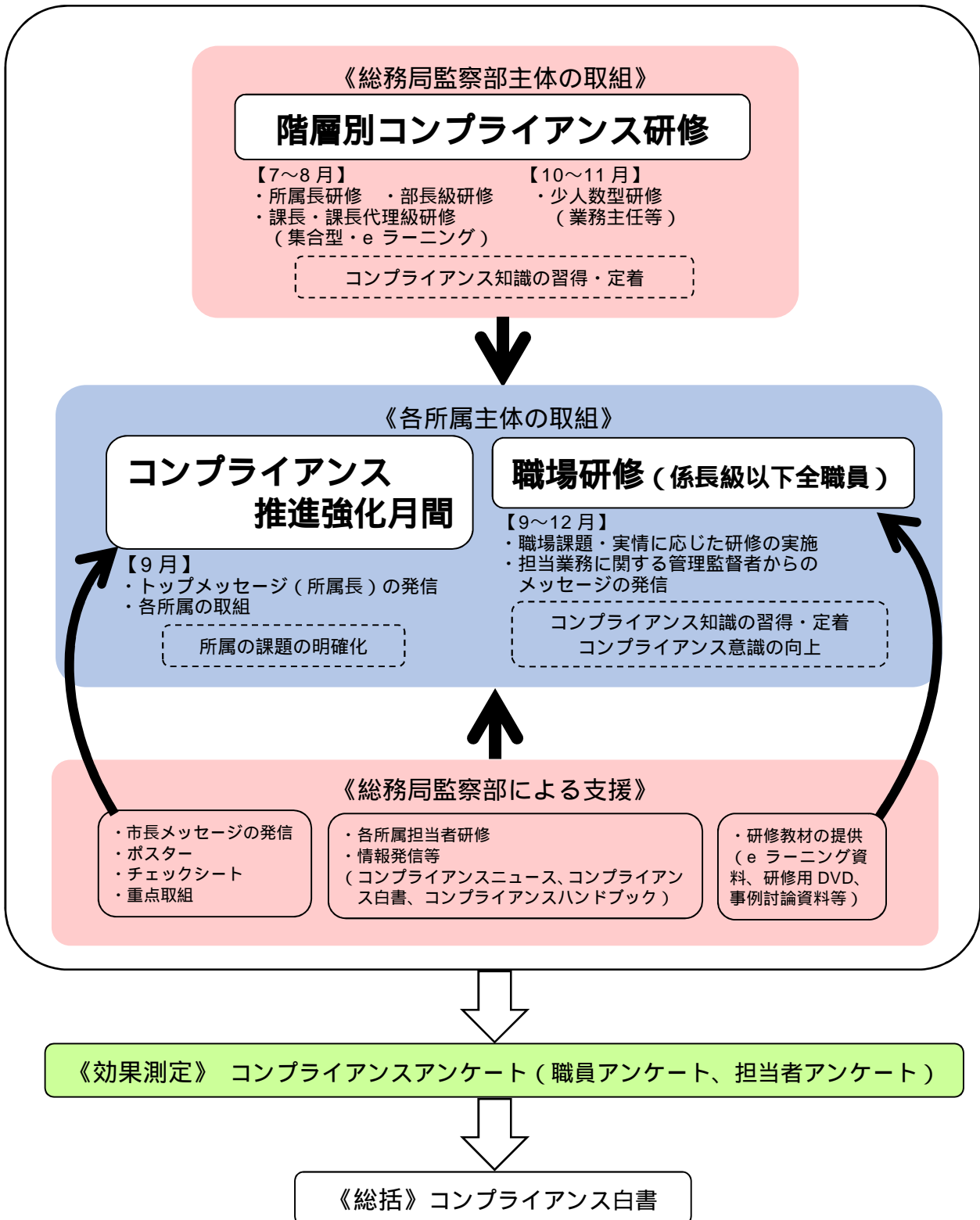
10局 29条例 1,570施設  
（平成30年度排除実績：0件、0名）

## 平成 30 年度コンプライアンス事業テーマ

## 自分の業務を「コンプライアンス」の観点で振り返ってみよう。

(説明) 業務に関する法令・ルール・マニュアル・作業手順書等を再認識し、自分の業務を振り返ることにより、コンプライアンスが自分の業務と関係があることを知ることで、コンプライアンス意識の向上とコンプライアンス違反を発生させないための取組を促進する。

## コンプライアンス事業体系イメージ図



## コンプライアンス研修（集合型・少人数型）の実施状況（平成 30 年度）

## （ 1 ） 集合型研修

## ・ 所属長（ 区長・局長等 ）

「組織の経営者」としての役割を担う所属長が、組織のトップとしてのコンプライアンス意識や心構えを学ぶことを通じて、所属におけるコンプライアンス遵守の組織文化を発展させ、職員のコンプライアンス意識をさらに向上させることを目的とする。

回次	開催日時	テーマ	講師
-	7月25日（水） 15:30～17:15	所属トップに求められるコンプライアンス	京阪神ビルディング株式会社 取締役会長 中野 健二郎 氏 （元株式会社三井住友銀行代表取締役副会長）

## ・ 部長級職員

実務レベルのトップとしての役割を担う部長級職員が、所属長を補佐しつつ所属・所管部署においてコンプライアンス確保を実現し、部下職員に対して「自分の業務を『コンプライアンス』の観点で振り返ってみよう」というメッセージを発信できるよう、本市の具体的事例に即したコンプライアンスに関する内容を学ぶことにより、部下職員のコンプライアンス意識を向上させ、コンプライアンス違反を発生させないための取組を促進することを目的とする。

回次	開催日時	テーマ	講師
-	7月27日（金） 15:45～17:30	大阪市の事例から学ぶコンプライアンス確保と部長級職員の役割	大阪市公正職務審査委員会委員長 弁護士 桂 充弘

## ・ 課長・課長代理級職員

職場の管理監督者として部下職員に対し「自分の業務を『コンプライアンス』の観点で振り返ってみよう」というメッセージを発信できるよう、コンプライアンスに関する具体的な取組等を学ぶことにより、部下職員のコンプライアンス意識を向上させ、コンプライアンス違反を発生させないための取組を推進することを目的とする。

回次	開催日時	テーマ	講師
第1回	7月18日(水) 15:45~17:30	「民間企業におけるコンプライアンス確保の取組」	徳田 浩一 東京海上日動火災保険株式会社業務品質部専門部長兼関西業務支援部参与
第2回	7月21日(金) 15:45~17:30	「不当要求行為への具体的対応」	警部 山中 宏之 大阪府警察本部刑事部刑事総務課付大阪市派遣
第3回	8月8日(火) 15:45~17:30	「公益通報事例からみる大阪市のコンプライアンスの状況」	弁護士 野村 佳代子 大阪市公正職務審査委員会委員

## (2) 少人数型研修

現業職場等において、班(チーム)のリーダー的役割を担う職員が、コンプライアンスを自分のこととして受け止めて担当業務をコンプライアンスの観点で振り返り、職場の他の職員に対し、身近な立場で、コンプライアンスの意味・必要性を伝えるための具体的取組に必要な知識・実践方法を習得することを目的とする。

回次	月日	時間	テーマ及び講師
第1回	11月1日(木)	14:00~17:00	テーマ：自分の業務を「コンプライアンス」の観点で振り返ってみよう 講師：総務局監察部監察課職員
第2回	11月2日(金)	9:15~12:15	
第3回	11月6日(火)	9:15~12:15	
第4回	11月6日(金)	14:00~17:00	
第5回	11月12日(月)	9:15~12:15	
第6回	11月12日(月)	14:00~17:00	
第7回	12月15日(木)	9:15~12:15	
第8回	12月15日(木)	14:00~17:00	

## 職員に対するコンプライアンスアンケートの結果(平成30年度)

## (1)職員コンプライアンスアンケート

アンケートの概要	
(1) 対象者	全職員(IR推進局職員を除く)
(2) 実施時期	平成30年9月18日～平成31年1月31日
(3) 実施方法	eラーニングシステム及びアンケート用紙等配付により実施
(4) 回答者数	22,736名

一部質問に回答していない職員がいるため、各質問の回答数は上記の回答者数と一致しません。  
平成30年度の質問や選択肢は、昨年度までの内容と変更している点があるので、平成29年度割合は参考値です。

【質問1】あなたは、大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

回答	回答数	割合	平成29年度割合
法令を守ること。	1,608	7.1%	12.5%
法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これに応えていくこと。	21,050	92.7%	87.0%
わからない。	42	0.2%	0.5%

大阪市職員に求められるコンプライアンスとは、「法令等をしっかり守ること」を基本とし、「全体の奉仕者」として、法令の奥にある「市民の要請を理解し、これに応えていくこと」も含んで考えます。

【質問2】あなたは、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンス」を意識していますか。

回答	回答数	割合	平成29年度割合
意識している。	22,521	99.2%	96.8%
意識していない。	184	0.8%	3.2%

<例>

- ・法律・条例・要綱等を意識している
- ・「業務マニュアル」・「作業手順書」等の仕事における「ルール」を意識している
- ・その他、仕事や社会の「ルール」を意識している
- ・担当業務を理解し、市民に適切に説明するようにしている など



【質問3】あなたは、日々の業務を執行するにあたって、適切に行えているか、日常的にチェックを行っていますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
行っている。	21,930	96.6%	79.3%
どちらともいえない。			19.5%
行っていない。	772	3.4%	1.2%

<例>

- ・日々の業務の執行にあたり、マニュアル・手順書・チェックリスト等を活用している
- ・スケジュール表を活用して、業務の進捗管理を行っている
- ・業務日誌・日報等による作業状況のチェックを行っている
- ・その他、通常業務の中でチェックを行っている など

【質問4】あなたは、あなたの直属の上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
そう思う。	22,056	97.1%	87.7%
どちらともいえない・わからない。			11.0%
そう思わない。	648	2.9%	1.3%

<例>

- ・法律・条例・要綱等を意識している
- ・「業務マニュアル」・「作業手順書」等の仕事における「ルール」を意識している
- ・その他、仕事や社会の「ルール」を意識している
- ・担当業務を理解し、市民に適切に説明するようにしている など

【質問5】あなたは、あなたの直属の上司から「コンプライアンス」に関する考えや方針をきいたことがありますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
ある。	21,445	94.4%	81.8%
どちらともいえない・わからない。			15.0%
ない。	1,263	5.6%	3.2%

<例>

- ・コンプライアンス推進強化月間における所属長メッセージ
- ・「職場コンプライアンス研修」における管理監督者からのメッセージ
- ・職場の朝礼、ミーティングにおける上司の発言
- ・その他、業務等における上司の発言 など

【質問6】あなたは、あなたの職場でコンプライアンス違反又はそのおそれが生じた場合、その情報が上司に迅速に伝わると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度割合
そう思う。	21,462	94.5%	82.4%
どちらともいえない・わからない。			15.8%
そう思わない。	1,238	5.5%	1.8%

【質問7】あなたは、あなたの職場で職務に関して、自由に意見が言えますか。

回答	回答数	割合	平成29年度割合
おおむね自由に意見が言える。	21,340	94.0%	85.5%
どちらともいえない。			12.6%
自由に意見が言えない。	1,360	6.0%	1.9%

【質問8】質問7で「自由に意見が言えない。」を選択した理由について、あてはまる選択肢を選んでください。(複数回答可)

回答	回答数	割合	平成29年度割合
意見を言うことで他の職員からのいやみや圧力があり、仕事がしにくくなるため。	654	48.1%	43.3%
職場に、意見を言ったり聞いてもらえるような雰囲気や機会がないため。	782	57.5%	49.2%
意見を言っても採用してもらえず、言ってもしかたがないと思うため。	754	55.4%	55.4%
職場内に相談できる人がいないため。	414	30.4%	32.0%
意見を言うと、自分の仕事が増えるため。	314	23.1%	28.7%
仕事に関して前向きになれず、自分から意見を言うつもりがないため。	306	22.5%	25.2%
その他の理由	154	11.3%	20.4%

【質問9】選択肢以外の「その他の理由」がある場合は、入力してください(自由記述)。

主な回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上司(先輩)等がコンプライアンスに違反している。</li> <li>・上司(先輩)が頼りない。</li> <li>・上司に言われることは業務命令なので、従う必要がある。</li> <li>・トップダウンで業務が進められている。</li> <li>・意見をいうと否定的に受け止められ、自分の人事評価が下げられるのではないかと心配である。</li> <li>・意見を言われた側の気持ちを考えると、意見の伝え方がわからない。</li> <li>・意見が言えるほどの仕事が自分にはできていない。</li> <li>・上司(先輩)等が職場や業務のことを理解していない。</li> <li>・採用(異動)から日が浅い。</li> <li>・臨時職員で立場が弱い。</li> <li>・繁忙等の事情で話し合う時間がない。</li> <li>・特定の職員がひいきされている。</li> <li>・職場で仲間外れにされている。</li> </ul>

【質問10】あなたは、あなたの職場において業務上のどのプロセスにコンプライアンス違反が発生するおそれがあるか、把握できていると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
そう思う。	19,629	86.6%	62.3%
どちらともいえない・わからない。			35.7%
そう思わない。	3,040	13.4%	2.0%

【質問11】次の大阪市における不当要求、行政対象暴力対策に関する取組みのうち、知っている取組みを選んでください。(複数回答可)

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
不当要求行為・クレーム対応マニュアル・事例集	18,960	83.4%	82.9%
行政対象暴力対策連絡協議会	8,733	38.4%	61.4%
行政対象暴力対応研修	12,108	53.3%	62.7%

【質問12】「公益通報制度」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
役立っている。	18,508	81.6%	60.0%
どちらともいえない。			34.4%
役立っていない。	2,880	12.7%	3.4%
その制度・取組みを知らない。	1,287	5.7%	2.2%

【質問13】「コンプライアンス研修」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
役立っている。	21,380	94.2%	80.6%
どちらともいえない。			16.7%
役立っていない。	1,185	5.2%	2.2%
その制度・取組みを知らない。	123	0.6%	0.5%

【質問14】「コンプライアンス推進強化月間」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
役立っている。	18,959	83.5%	54.6%
どちらともいえない。			38.2%
役立っていない。	1,185	14.2%	5.6%
その制度・取組みを知らない。	510	2.3%	1.6%

【質問15】「コンプライアンス・ニュース」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
役立っている。	19,428	85.6%	63.9%
どちらともいえない。			30.0%
役立っていない。	2,282	10.1%	3.3%
その制度・取組みを知らない。	975	4.3%	2.8%

【質問16】「コンプライアンスハンドブック」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
役立っている。	18,681	82.3%	
役立っていない。	2,443	10.8%	
その制度・取組みを知らない。	1,563	6.9%	20.0%

平成29年度は、「知っている」「知らない」との選択肢だった。

## (2) コンプライアンス担当者アンケート(概要)

アンケートの概要	
(1) 対象者	各所属(IR推進局を除く)においてコンプライアンスに関する業務を担当する課長級以下の職員
(2) 実施時期	平成31年2月18日～3月1日
(3) 実施方法	大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムにより実施
(4) 回答者数	134名

【質問1】

平成30年度にコンプライアンス確保のための取組(コンプライアンス推進強化月間や職場研修など)を実施した結果、あなたの所属の職員のコンプライアンス意識を高めることができましたと思いますか。

回答	回答数	割合	H29年度 割合
1 高めることができました	57	42.5%	/
2 どちらかというто高めることができました	74	55.2%	
3 どちらかというто高めることができなかった	3	2.3%	
4 高めることができなかった	0	0.0%	

【質問2】

平成30年度、あなたの所属の各職場で、コンプライアンス違反を防ぐ取組を効果的に実施することができたと思いますか。

回答	回答数	割合	H29年度 割合
1 実施することができた	40	29.9%	29.4%
2 どちらかというところ実施することができた	94	70.1%	69.0%
3 どちらかというところ実施することができなかった	0	0.0%	1.6%
4 実施することができなかった	0	0.0%	0.0%

【質問3】

今後、あなたの所属でコンプライアンス違反を防ぐ取組を実施するにあたり、総務局監察部監察課からの支援として役立つと思われる取組はどれですか。(複数回答可)

回答	回答数	割合	平成29年度 割合
1 コンプライアンス推進強化月間の設定	51	38.1%	35.7%
2 職場コンプライアンス研修の素材提供	109	81.3%	78.6%
3 コンプライアンス担当者研修の実施	45	33.6%	44.4%
4 コンプライアンス・ニュースによる情報提供	60	44.8%	42.1%
5 管理監督者層に対するコンプライアンス研修の実施	65	48.5%	57.9%
6 公益通報案件に係る是正・再発防止措置を講じる際の助言	42	31.3%	35.7%
7 その他	0	0.0%	0.0%

平成29年度の設問は、「今後、自所属でコンプライアンス違反を防ぐ取組を実施するにあたり、総務局監察部監察課からの支援として効果があると思われる取組はどれですか。(複数回答可)」であった。